

厚生労働省発基安第 0122001 号

労働政策審議会

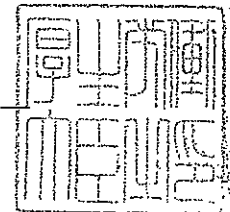
会長 菅野 和夫 殿

厚生労働省設置法第 9 条第 1 項第 1 号の規定に基づき、別紙 1 「石綿
障害予防規則等の一部を改正する省令案要綱」及び別紙 2 「労働安全衛
生規則の一部を改正する省令案要綱」について、貴会の意見を求める。

平成 21 年 1 月 22 日

厚生労働大臣

舛添 要



石綿障害予防規則等の一部を改正する省令案要綱

第一 石綿ばく露防止対策の充実

一 事業者は、建築物等の解体等の作業等を行う作業場には、次の事項を作業に従事する労働者が見やすい箇所に掲示しなければならないものとする。

(一) 事前調査を終了した年月日

(二) 事前調査の方法及び結果の概要

二 保温材等を除去する作業であつて、石綿等の切断、穿孔^{せん}、研磨等の作業を伴うもの（四において「石綿等の切断等を伴う保温材等を除去する作業」という。）を隔離等の措置を講ずべき作業とすること。

三 事業者は、吹き付けられた石綿等の除去等の作業に従事させるときは、次に掲げる措置を講じなければならないものとする。

(一) 吹き付けられた石綿等の除去等の作業を行う作業場所（以下三において「石綿等の除去等を行う作業場所」という。）を、それ以外の作業を行う作業場所から隔離すること。

(二) 石綿等の除去等を行う作業場所の排気による過集じん方式の集じん・排気装置を使用すること。

(三) 石綿等の除去等を行う作業場所を負圧に保つこと。

(四) 石綿等の除去等を行う作業場所の出入口に前室を設置すること。

四 事業者は、三の(一)により隔離を行ったときは、隔離を行った作業場所内の石綿等の粉じんを処理するとともに、吹き付けられた石綿等の除去の作業又は石綿等の切断等を伴う保温材等を除去する作業を行った場合にあつては、吹き付けられた石綿等又は張り付けられた保温材、耐火被覆材等を除去した部分を湿潤化した後でなければ、隔離を解いてはならないものとする。

五 三の(一)により隔離を行った作業場所において、吹き付けられた石綿等の除去の作業に従事させるときは、電動ファン付き呼吸用保護具又はこれと同等以上の性能を有する空気呼吸器、酸素呼吸器若しくは送気マスクを使用させなければならないものとする。

第二 船舶の解体等の作業に係る措置

一 事業者は、船舶（鋼製の船舶に限る。以下同じ。）の解体等の作業を行うときは、あらかじめ、事前調査をし、その結果を記録しておかなければならないものとする。

二 事業者は、船舶の解体等の作業を行うときは、あらかじめ、作業計画を定め、かつ、当該作業計画に

より作業を行わなければならないものとする。

三 建築物等の解体等の作業等を行う仕事の発注者は、当該仕事の請負人に対し、当該仕事に係る船舶における石綿等の使用状況等を通知するよう努めなければならないものとする。

四 事業者は、石綿等が使用されている船舶の解体等の作業に労働者を従事させるときは、石綿等を湿潤な状態のものとしなければならないものとする。

第三 施行期日等

一 この省令は、平成二十一年四月一日から施行するものとする。ただし、第二については、同年七月一日から施行するものとする。

二 この省令の施行に関し必要な経過措置を定めること。

労働安全衛生規則の一部を改正する省令案要綱

第一 結核健康診断の廃止

事業者が結核の発病のおそれがあると診断された労働者に対し行わなければならないこととされている医師による健康診断を廃止すること。

第二 架設通路、足場及び作業構台の墜落防止措置等の充実

一 事業者は、架設通路の墜落の危険のある箇所には、次に掲げる設備（丈夫な構造の設備であつて、たわみが生ずるおそれがなく、かつ、著しい損傷、変形又は腐食がないものに限る。）を設けるものとする。ただし、作業上やむを得ない場合は、必要な部分を限つて臨時にこれを取りはずすことができるものとする。

(一) 高さ八十五センチメートル以上の手すり

(二) 高さ三十五センチメートル以上五十センチメートル以下のさん又はこれと同等以上の機能を有する設備（以下「中さん等」という。）

二 事業者は、足場（一側足場を除く。）(一)において同じ。）における高さ二メートル以上の作業場所には

次に定めるところにより、作業床を設けなければならぬものとする。

(一) 墜落により労働者に危険を及ぼすおそれのある箇所には、わく組足場にあつてはイ又はロ、わく組足場以外の足場にあつてはハに掲げる設備（丈夫な構造の設備であつて、たわみが生ずるおそれがなく、かつ、著しい損傷、変形又は腐食がないものに限る。）を設けるものとする。ただし、作業の性質上これらの設備を設けることが著しく困難な場合又は作業の必要上臨時にこれらの設備を取りはずす場合において、防網を張り、労働者に安全帯を使用させる等墜落による労働者の危険を防止するための措置を講じたときは、この限りでないこと。

イ 交さ筋かい及び高さ十五センチメートル以上四十センチメートル以下のさん若しくは高さ十五センチメートル以上の幅木又はこれらと同等以上の機能を有する設備

ロ 手すりわく

ハ 高さ八十五センチメートル以上の手すり又はこれと同等以上の機能を有する設備（以下「手すり等」という。）及び中さん等

(二) 作業のため物体が落下することにより、労働者に危険を及ぼすおそれのあるときは、高さ十センチ

メートル以上の幅木、メッシュシート若しくは防網又はこれらと同等以上の機能を有する設備（以下「幅木等」という。）を設けるものとする。ただし、(一)で設けた設備が幅木等と同等以上の機能を有する場合又は作業の性質上幅木等を設けることが著しく困難な場合若しくは作業の必要上臨時に幅木等を取りはずす場合において、立入区域を設定したときは、この限りでないこと。

三 事業者は、足場（つり足場を除く。）における作業を行うときは、その日の作業を開始する前に、作業を行う箇所に設けた二の(一)のイからハまでに掲げる設備の取りはずし及び脱落の有無について点検し、異常を認めるときは、直ちに補修しなければならないものとする。

四 事業者は、強風、大雨、大雪等の悪天候若しくは中震以上の地震又は足場の組立て、一部解体若しくは変更（五において「悪天候等」という。）の後において、足場における作業を行うときは、作業を開始する前に、次の事項について、点検し、異常を認めるときは、直ちに補修しなければならないものとする。

- (一) 二の(一)のイからハまでに掲げる設備の取りはずし及び脱落の有無
- (二) 幅木等の取付状態及び取りはずしの有無

五 事業者は、悪天候等の後において足場における作業を開始する前に行う点検について、次の事項を記録し、足場を使用する作業を行う仕事が終了するまでの間、これを保存しなければならないものとする
こと。

(一) 当該点検の結果

(二) (一)の結果に基づいて補修等の措置を講じた場合にあっては、当該措置の内容

六 事業者は、つり足場における作業を行うときは、その日の作業を開始する前に、四の(一)及び(二)に掲げる事項について、点検し、異常を認めるときは、直ちに補修しなければならないものとする
こと。

七 事業者は、作業構台の高さ二メートル以上の作業床の端で、墜落により労働者に危険を及ぼすおそれのある箇所には、手すり等及び中さん等（それぞれ丈夫な構造の設備であつて、たわみが生ずるおそれがなく、かつ、著しい損傷、変形又は腐食がないものに限る。）を設けるものとする
こと。ただし、作業の性質上手すり等及び中さん等を設けることが著しく困難な場合又は作業の必要上臨時に手すり等又は中さん等を取りはずす場合において、防網を張り、労働者に安全帯を使用させる等墜落による労働者の危険を防止するための措置を講じたときは、この限りでない
こと。

八 事業者は、作業構台における作業を行うときは、その日の作業を開始する前に、作業を行う箇所に設けた手すり等及び中さん等の取りはずし及び脱落の有無について点検し、異常を認めたときは、直ちに補修しなければならないものとする事。

九 事業者は、強風、大雨、大雪等の悪天候若しくは中震以上の地震又は作業構台の組立て、一部解体若しくは変更（十において「悪天候等」という。）の後において、作業構台における作業を行うときは、作業を開始する前に、手すり等及び中さん等の取りはずし及び脱落の有無について、点検し、異常を認めたときは、直ちに補修しなければならないものとする事。

十 事業者は、悪天候等の後において作業構台における作業を開始する前に行う点検について、次の事項を記録し、作業構台を使用する作業を行う仕事終了するまでの間、これを保存しなければならないものとする事。

(一) 当該点検の結果

(二) (一)の結果に基づいて補修等の措置を講じた場合にあつては、当該措置の内容

十一 注文者は、請負人の労働者に、足場を使用させるときは、当該足場について次の措置を講じなければ

ばならないものとする事。

(一) 強風、大雨、大雪等の悪天候又は中震以上の地震の後においては、足場における作業を開始する前に、四の(一)及び(二)に掲げる事項について点検し、危険のおそれがあるときは、速やかに修理するものとする事。

(二) 強風、大雨、大雪等の悪天候又は中震以上の地震の後において足場における作業を開始する前に行う点検について、次の事項を記録し、足場を使用する作業を行う仕事終了するまでの間、これを保存しなければならぬものとする事。

イ 当該点検の結果

ロ イの結果に基づいて修理等の措置を講じた場合にあつては、当該措置の内容

十二 注文者は、請負人の労働者に、作業構台を使用させるときは、当該作業構台について、次の措置を講じなければならぬものとする事。

(一) 強風、大雨、大雪等の悪天候又は中震以上の地震の後においては、作業構台における作業を開始する前に、手すり等及び中さん等の取りはずし及び脱落の有無について点検し、危険のおそれがあると

きは、速やかに修理すること。

(二) 強風、大雨、大雪等の悪天候又は中震以上の地震の後において作業構台における作業を開始する前に行う点検について、次の事項を記録し、作業構台を使用する作業を行う仕事を終了するまでの間、これを保存しなければならないものとする。

イ 当該点検の結果

ロ イの結果に基づいて修理等の措置を講じた場合にあつては、当該措置の内容

第三 施行期日等

一 この省令は、平成二十一年六月一日から施行するものとする。ただし、第一については、同年四月一日から施行するものとする。

二 この省令の施行に関し必要な経過措置を定めるとともに、関係省令について所要の規定の整備を行うこと。